

総務委員会会議録

令和5年11月20日(月)

(開 会) 10:00

(閉 会) 11:50

【 案 件 】

1. 入札制度について
2. 情報公開について

【 報告事項 】

1. 本庁舎第2駐車場の用途廃止について
2. 穂波支所職員駐車場の車両損傷事故について
3. 令和5年度飯塚市民意識調査結果について

○委員長

ただいまから総務委員会を開会いたします。

市長から、主要施設、懸案事項等に関する各部のヒアリング実施のため、本日の委員会を欠席する旨の申出がっておりますので、ご了承願います。

「入札制度について」を議題といたします。提出資料について、執行部の説明を求めます。

○契約課長

提出しております2つの資料につきまして説明をいたします。

まず、初めに公契約条例についての資料を説明いたします。資料の1ページをお願いいたします。まず、1番、公契約条例とはというところで書いてありますが、公契約条例とは、地方自治体が発注する公共工事、業務委託等を受注した事業者には雇用される労働者に対して、発注した自治体の指定する賃金の支払いを確保させることを規定した条例でございます。

次に2番目、公契約条例の形態といたしましては、賃金条項を有するか否かということで、大きく2つに分類されます。賃金条項とは、公契約に係る業務に従事する労働者等に受注者等が一定額以上の賃金を支払うことを求める規定でございます。また、賃金条項を有する条例の中でも、受注者が労働者等に一定額以上の賃金を支払うことを、条例で直接に義務づけるものと、受注者等が労働者等に一定額以上の賃金を支払う条項を当該公契約に盛り込むことを条例に規定する形態に分類されます。

次に3番、公契約条例の自治体制定状況につきまして、こちらに令和5年9月1日現在の公契約条例制定自治体の状況を記載しております。県、特別区、政令市、市、町、それぞれを合計しますと、全体で84自治体が制定済みという状況でございます。

次に、2つ目の資料でございますが、総合評価落札方式の評価項目一覧について説明いたします。こちらは、昨年度実施いたしました建築一式工事の総合評価落札方式における評価項目及び評価基準の一覧表でございます。

評価の分類として、3項目ございますが、1つ目が、施工計画で8点、2つ目に、企業の技術力で6点、3つ目に、配置予定技術者の技術力で6点の合計20点満点となっております。まず1つ目の施工計画でございますが、ここが最も配点が多く、業者間の点数差が付きやすい部分でございますが、品質管理に関わる技術的所見、品質の確認方法、管理方法等が適切であり、かつ工夫が見られるかを評価する項目と、施工上配慮をすべき事項ということで、施工上配慮すべき事項及び対策が適切であり、かつ工夫が見られるかを評価する項目となっております。

次に、2番目の企業の技術力では、過去に竣工した本市発注工事の成績、同種類似工事の施工実績、企業に所属する技術者の人数及び地場企業の活用等の状況を評価する項目となっております。

ります。なお、前回8月9日の当委員会で説明をさせていただいておりますが、令和5年度より総合評価落札方式における受注者への罰則強化を適用しており、この審査項目、企業の技術力の中に、指名停止措置の有無という項目を新たに設け、過去に評価項目の履行すべき内容を履行しなかった場合の指名停止措置がある場合は、1点減点するという項目を、今後はこの2番目の企業の技術力のところに項目として追加する予定といたしております。

次に3番目、配置予定技術者の技術力では、同種工事の成績評定、施工実績に加え、配置予定技術者の資格保有年数及び継続教育の取組状況を評価する項目となっております。以上で説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、ただいまの説明に対する質疑を含め、全般についての質疑を許します。質疑はありませんか。

○田中武委員

私のほうから、公契約条例のところについて、何点かご質問させていただきますが、近年の全国自治体の制定の状況は分かりました。近年の制定した自治体数の推移について、お尋ねいたします。

○契約課長

近年の制定自治体数の推移でございますが、令和以降の推移をお答えいたします。平成30年度末時点では52自治体でございましたが、令和元年度末時点で3自治体増え、55自治体。令和2年度末時点で5自治体増え、60自治体。令和3年度末時点で10自治体増え、70自治体。令和4年度末時点で6自治体増え、76自治体。令和5年9月1日現在で8自治体増え84自治体という状況でございます。

○田中武委員

年々、数が増えていることがよく分かりました。

次に、九州、福岡県内の制定状況についてお尋ねいたします。

○契約課長

公契約条例を制定している84自治体中、九州・沖縄の自治体は、福岡県直方市、熊本県、沖縄県、沖縄県那覇市の4自治体で、福岡県内では直方市1市のみが制定いたしております。

○田中武委員

それでは、この公契約条例のメリット・デメリットがあらうと思いますが、どのように考えられているのか、お尋ねいたします。

○契約課長

公契約条例のメリット・デメリットにつきまして、一般的に言われているものについて、お答えいたします。公契約条例のメリットとしましては、従業員への適正な賃金支払いにつながることで、それから条例で労働報酬下限額を定めることにより、賃金の支払い基準が明確になり、労使間の賃金交渉がしやすくなることなどが言われております。一方、デメリットとして言われているものにつきましては、社内で公契約条例対象案件と、他案件で賃金支払い賃金の差異が生じること、低い賃金層の従業員への賃金引上げにより、熟練技術者の賃金の引下げや、人員を削減せざるを得ない状況になること、また、離職による技術力の低下も懸念されること、また、賃金が労働報酬下限額まで下げられる懸念があること、体力のない企業が淘汰されること、条例が遵守されているかのチェック業務に人手が必要となることなどが、一般には言われております。

○田中武委員

それではこの条例を制定するためには、どのような準備・調整を行う必要があるのでしょうか。一般的な流れで構いませんのでご説明をよろしくお願いいたします。

○契約課長

まず公契約条例は、元請と下請の契約の内容など、民間及び労使間まで踏み込む内容となっておりますので、この条例を制定するためには、先進地の事例を参考にお答えいたしますが、労働者の代表の方、事業者代表の方を含めた検討委員会を立ち上げ、議論を深めるということ先進地のほうでは行っております。そのほかに必要なことといたしましては、市の指名業者及びその事業者で働く労働者宛てに公契約条例に関するアンケート調査を実施することや、公契約条例を制定するための審議会を設置し、諮問、審議、答申を行っていくことなどを先進地では行っております。

○田中武委員

よく分かりました。それでは国等に、この公契約条例制定を推進するという動きがあるのでしょうか、お伝えください。

○契約課長

国におきましては、公契約法の制定等に関しまして、国や地方公共団体が発注する契約において、適正な賃金を確保することは、重要な課題であると考えているが、一方で我が国において賃金等の労働条件は、最低賃金法等の関係法令に反しない限りにおいて、労使が自主的に決定することとされているという見解を示しており、国が公契約条例に関して推進するような動きがあるというふうには認識いたしておりません。

○田中武委員

答弁では国においては、推進する動きはないとの答弁ですけれども、先ほど答弁いただいたように、この5年間の間に30を超える自治体が新たに条例を制定していること。これは5年間で1.6倍まで上がっているということですから。また全国建設労働組合総連合や、日本の弁護士連合会等を中心に、この公契約条例の制定を求める動きが活発になっていることを聞いております。近年、落札価格の低下、それから公共事業の民間委託化が進む中で、これらの事業に従事する労働者の賃金が低下し、官製ワーキングプアが生み出されているという、以前より指摘をされております。私は本市においても早急にこの公契約条例を制定してほしいという思いの下、今回の質疑をさせていただきました。

本件はもう少し掘り下げて審議を行いたいというふうに思いますので、次回の委員会においては、近隣で実施しています直方市の公契約条例の概要について、資料要求をしたいというふうに思います。委員長の取り計らいをよろしくお願いいたします。

○委員長

執行部にお尋ねいたします。ただいま田中委員から要求があつております資料は提出できますでしょうか。

○契約課長

提出できます。

○委員長

お諮りいたします。ただいま田中委員から要求がありました資料については、要求することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、次回以降の委員会で執行部に資料の提出を求めます。ほかに質疑はありませんか。

○奥山委員

資料2のほうで質問させていただきます。準備どうもありがとうございました。先ほど課長が、ちょっと説明を簡単にされましたけど、まず基本的なところを少しお伺いしたいと思います。この評価項目、配点については、他の自治体と同一のものを利用しているのかどうか伺います。

○契約課長

この評価基準の評価の点数につきましては、各自治体がそれぞれで規定しておりますので、同じようなところがあるかもしれませんが、他の自治体と全て同じということではございません。

○奥山委員

同じではないということですが、これを作成するに当たり、どこかの自治体のこの基準といえますかね、項目であったり、点数であったり、何か参考にされた自治体はあるんでしょうか。

○契約課長

総合評価方式につきましては、県のほうのガイドラインになどがございますので、それを参考に作成いたしております。

○奥山委員

最初の質問ですけれども、ほかの自治体と中身が少し異なると、点数の配分も異なるということだろうと思いますが、そうなると業者さんは、総合評価で入っていこうとするときに、それぞれの地域で違った採点されるということではないですか。

○契約課長

それぞれで制定しているということで申しましたが、大きな構成というのは、どこの自治体も同じような構成となっております。先ほど説明いたしました3つの区分、施工計画、それから企業の技術力、配置予定技術者の技術力というところは、ほぼどの自治体もこのような構成になっておりますし、その中の項目におきましても、例えば1番の施工計画などは、それぞれの工事ごとに課題を与えて、それに対する施工の計画を求めるものでありますし、2番の企業の技術力のところで申しますと、例えば工事成績評定などは、もうほぼ全てと言っていいと思いますが、各自治体も取り入れておりますし、大きな構成は、他の自治体とそう変わるものではないと思いますが、細かいところでいきますと、また個々に違う項目を入れている。その自治体の課題があつて、追加しているものであったり、そういうところが多少違うというところはございますが、大きな構成はどこの自治体もほぼ同じであると認識しております。

○奥山委員

そんなに他の自治体も、本市とそんなに変わりがないと。一つは業者さんが、入札というか、申込みされる場合に、自分の会社は強みというものがあるかと思えますけれども、そこをどこに持っていくのかとかいうか、それぞれ自治体が変わって、配点が変わると、そういうのも影響するのかなというふうに思いましたけれども、さほどないということですかね。はい、分かりました。

次に、今回の総合評価については、以前の入札のように、安かろう悪かろうではないかというようなことで、価格が多少上ぶったとしても、中身、当然品質が問われて、これが進んで本市もそれを導入されているというふうに思えますけれども、これの一覧表を見ると、真ん中の技術のところになるんですか、品質管理でISO9001とかありますけれども、ここの配点が何か少ないような気がします。というのは、ここを全然品質管理をやっていない企業は、ゼロ点ですけども、やっているところは1点とか、0.5点とかありますけれども、品質については、うちの会社はクォリティーが高く、当然、瑕疵といいますか、それも発生しないような形でやっていますというところは、評価されてしかるべきではないかなというふうに思いますが、そのところ、どのように本市は考えてあるのか、ちょっとお尋ねします。

○契約課長

質問委員がおっしゃいますとおり、総合評価方式を実施するということは、より品質の高い物をつくっていただくということを目的といたしております。それで、品質管理と今申されましたISOなどの点数が最大1点ということで、低いのではないかとということですが、この20点満点中の1点というのは、それなりの影響力があるといえますか、企業同士が点数の内容で競い合うときに、1点の差というのはかなり大きなものがあるというふうに考えてお

りますので、この1点があるかないかで、差はつくというふうに考えております。

○奥山委員

この1点が大きいんだということですがけれども、今もそうですけれども、この品質管理を取得されていないS1等級といいますかね、企業はどのぐらいありますか。

○契約課長

申し訳ございません、S等級の中でこれを取っているというのは、今ちょっと情報を持っておりませんので、正確な数字はちょっとお答えできないんですけれども、建築で申しますS等級の中でも、このISO9001と2つと書いていますけれども、それを取得している業者のほうが少ないものであったと記憶しております。

○奥山委員

少ないということで。だから、当然そこで1点ですけれども、差が大きく出るということですね。となると、やはり取るように、本市としても、品質を上げていただくように、取るような働きかけとか、こういう講習がありますよ、研修がありますよということはやっておるのかどうか。

○契約課長

契約課といたしまして、このような資格があるから取得するようにであったり、研修を自ら実施するという事は行っておりません。しかし、この総合評価方式の採点の項目に、このISOであったり、技術者の資格であったり、継続教育というような項目を設けて、それを評価するという事にしていることが、これに参加される企業の皆様へ、これを取得することを推奨するというような働きかけになっているというふうに考えております。

○奥山委員

本市から項目をつくっているけど、取っていませんが、積極的に話をしていないということですが、やっていたらというふうに思います。

次に、これはハード的な工事が多いですけれども、ソフト的な入札といいますかについては、当然、個人情報等をかなり報道等でも漏れたりとか、何かいろんな報道がありますけれども、プライバシーマークというのがありますが、これを持っていないと、そもそも入札といいますか、それにすら入れないという話も聞いたりしますけれども、これもそういうのに該当させることは可能なかどうか。持っていないと入れませんよと、例えばですね。それがふさわしいかどうかというのは分かりませんが、そういう考えはあるのかどうか、お願いします。

○契約課長

今の質問委員のおっしゃいますのは、業務委託などのことであると思いますが、業務の内容によって、いろいろと様々ございますので、全てにそのようなプライバシーマークなどの要件を求めるということは考える必要があると思いますが、今、市が行っている業務の中でも、例えばその個人情報の必要があるような、業務については、例えばプライバシーマークを取得しているというような条件をつけて、入札を実施している事例もございます。

○奥山委員

次に、これは評価が、ずっと8、6、6点というふうにあります。この評価は誰がされておるのかお尋ねします。

○契約課長

この評価基準の具体的な評価につきましては、飯塚市におきましては、飯塚市の総合評価技術委員会というものを設けておりまして、そこには外部委員2名を含めて、内部の委員と外部委員を含めた委員会組織の中で、評価を決定いたしております。

○奥山委員

内部は何人ですか。

○契約課長

先ほど申しました総合評価技術委員会につきましては、学識経験を有する者が2名以内、これが外部の委員ということです。それから市の職員が11人以内ということで組織しております。

○奥山委員

多いですね、結構内部の職員の方が。それぞれ自分が採点したのを持ち寄って、平均を出すものなのか、その採点方法についてちょっとお伺いします。

○契約課長

委員のそれぞれが採点するのではなく、まず採点の案と申しますか、内部で例えば建築工事であれば、建築課のほうでまず案としての評価を出しまして、それに基づいて全員が協議の上で、1項目ずつ、この評価でいいかということを決めさせていただきますので、各委員の点数の平均ではなく、1つの評価を、全員で決定するという方式で行っております。

○奥山委員

全員が専門家なのかどうかちょっと分かりませんが。というのが例えば担当の方が、いろんな業務にどんどん異動されるということで、それぞれの自分の何といいますかね、点数のつけ方が変わったりすると、そこで差異が出てくるのかなというふうに思うし、外部の学識の先生も、ずっと今後されるのか、変わっていくのかによっては点数のつけ方とか、こっちのほうがいいんじゃないの。いやいやそっちよりこっち上げた方がいいんじゃないのという、いろんな意見が出るんだろうけど、その辺は抑えられる、抑えるといいますか、標準化できているものがあるのか。誰が見ても、そうだねというふうになるのか。1人の意見が影響していくのか。その辺はどのように変わっていきますか。

○契約課長

この評価の基準の中で、先ほど申しました1、2、3、施工計画、企業の技術力、配置予定技術者の技術力という3項目がございますが、そのうち2番目の企業の技術力と、3番目の配置予定技術者の技術力につきましては、これの内容を見ていただきましたら分かりますとおり、例えば過去の工事の成績の点数であったり、技術者が資格を保有年数が何年かであったり、継続教育の単位取得数が幾つかだというような、もう決まった数値ですので、この2番目と3番目の項目については、誰がしてもというか、もう決まった数字ですので、その事実に合わせて採点しております。その協議の中で変わるといいますが、施工計画の一番上の1番のところの8点のところ、企業の提案の内容が加点に値するかどうかというところで、議論の対象になるところでございますが、そこにつきましては、工事の外部の委員も、専門の方に入っておりますし、現在で申しますと、近畿大学の教授の方と、九州地方整備局の職員の方に入っておりますので、そこが変わったとしても、技術的なところについては、専門的な知識をお持ちですので、変わらず評価ができるものというふうに考えております。

○奥山委員

今、数値化というか、2番、3番は数値化されているから誰が見ても、客観的に点数ぽんと出るんですという話でした。1番目の計画については、見える化とか点数化というのは難しいんかもしれませんが、ここで大きく受注できる、できないというのが変わるということですよ、今お話だと。ここをどういうふうに見るかというのは、非常に難しいものがあるんだろうというふうに思いますけれども、ここを例えば数値化であるとかという形に、できるものなのか。誰が見てもそうだねという、この納得できるものにできるのかどうかというのを検討されたり、今後、他の自治体で客観的に確認できるようにされているかどうかというのは、お考えはありますでしょうか。

○契約課長

この施工計画の業者様からの提案につきましては、この今回提出しております資料の楽市平恒保育所の建設工事に限らず、その前のときも同様ですが、2つ、ここに項目がございますが、

それぞれの項目について、4つの提案をいただくように、その施工計画のほうを提出していただいております。その4つの提案が、この内容、こちらが求める評価内容に合致するかどうか。これが効果的であるかどうか否かというところで、採点を行っておりますので、定数化といえますか、その数字で誰が見てもということではございませんが、その項目がこの工事において、効果的であるかどうか、求めるものに有効かどうかという判断をしますので、そこが定数化するというのは難しいと思いますけれども、そういった方式でやっておりますので、これで大きく何か問題になるようなことがあるとは考えておりません。

○奥山委員

これで評価される方、される側も、いろんな計画書を、ここが一番重い計画書なんだろうというふうに思いますけれども、その書きぶりによっては、変わったりするのか。これは技術的所見と施工配慮するための安全とか、そういう部分だろうというふうに思いますけれども、書きぶりによっては大きく変わったりしますか、実際ではなくて。何と言いますか、プレゼンと言いますか、これによって大きく左右していくものなのか、そうではないのか、ちょっとお尋ねします。

○契約課長

この各業者さんが書く書き方はいろいろあると思いますが、その書き方がうまく書けているとか、うまく書けていないかということで差はつかなくて、その内容が適切に記載されているかどうか。記載されている内容が、こちらのほうが提案を求めている内容に合致するものかどうかというところで、判断になりますので、そのような形でなっておりますので。

○奥山委員

そうだろうというふうに思いますが、やはりいろんな市に対して、これとかいろんな入札とかプレゼンとかというのは、やはり出来栄がいいところが、やはり工事も、物品にしてもいいのかなというふうに思ったりしますけれども、やはりそういう技術力といえますか、作成力というか、それがないとやはりなかなか難しいのかなと思ったりします。それが出されたものが、それぞれの業者さんにオープンにされているかどうか。ああいうふうに書くんだねとかね、例えばですけれども、それはどうですかね。

○契約課長

この施行計画に出されている各社の皆さんが出されているものについては、そこそこの会社のほうのノウハウ、これまでの実績といえますか、積み重ねからできているものでございますので、これについては公表しないということにしております。

○奥山委員

これで本市、市内の業者の皆さんが1つでも多くレベルを上げるために、他市を入れずに、飯塚市内でやっているわけですから、やはり品質、こういうのを上げていくために、やはり同じ土俵、土俵といえますかね、同じような形でこういうふうにやれば、書きぶりは作成者も含めていいんじゃないですかというような指導というか、やっていく必要があるんじゃないかなと。それを見せなくても、そういう勉強会ではないけれども、そういうのをやっておられるかどうか。

○契約課長

先ほどこの他社が出したものをそのまま公開というのは、そこそこの会社のノウハウがあるので、非公開ということにしておりますが、各社の方が提出されたものが、どのような評価内容で、どこがどう評価されたのか、評価されなかったということについては、自社の分については、お答えできる、当然お答えいたしますので、その評価の点数を送った後にこの内容はどうですかと、お問合せいただいたら、どこが評価できなかったとかいうことについてはお答えするように、アナウンスもいたしておりますが、そこがまだあまり来ていただけないというところもございますので、今後またさらに総合評価を実施いたします場合は、そのように自社

の評価がどうあったのかというのは、しっかりこちらのほうから説明できるように考えていきたいと思います。

○奥山委員

いろんな学校においても、先生が生徒・児童に対して、フィードバックするときに、通知表にここ頑張っておとか、いろいろこう書いてありますよね。そういうフィードバックも必要だろうというふうに思うし、会社に入れば、当然上司から評価によってボーナスが変わるわけですから、そこでフィードバックをちゃんとして、来期はああね、こうねというのはやります。これについても、聞いてきたら教えるよということではなくて、そういうふうに返していくというようなことも考えていただければというふうに思います。

○総務部長

ちょっと先ほど来、要は施工計画の部分での評価の仕方がどうかというようなお尋ねをされておりますけれども、施工計画の部分は、いわゆる技術的な提案とか、施工計画とかいったものを、それぞれの会社から提案をしていただきます。それは書きぶりの問題ではなくて、提案された技術が、例えば標準的なものよりも優れているとか、実現が可能であるとか、出された工期内に、その提案とか技術計画でうまくいくかといったことを個別に評価をしますので、いわゆる書きぶりではございません。それでそういう技術はずっと革新的に進んでおりますので、こういう例えば発注物に対しては、こういう提案が今一番評価されるんだとか、旧来のまんまの計画では、物事がうまく進んでないよとか言ったところを、いわゆる国の専門家であるとか、大学の教授とか、そういったところも合わせた中で技術の評価を、加点と減点という形で加えておりますので、書きぶりではないことは一つ申し上げておきます。

それとそういうことから先進的な技術とかよい提案については、それぞれのやはり会社が、言わば独自の技術として持っているもので、そのことについてはやはり公開を今はしないという現状の中で運用しておりますけれども、課長が言ったとおり、何でうちの会社は評価されてなかったんですかねとかいったことについては、随時こういうところですか、こういうところが減点をとられていますよといったことは、きちんとフィードバックするような形で、体制を進めておりますので、委員が提案されたように、それをさらにぜひ来てくださいというような積極的なことについては、検討して取り組んでいきたいというふうに考えております。評価についてはそういうことでございます。

○奥山委員

では最後になりますけれども、こういう建築についても、日々技術が、新しい技術が、人も少なく、品質もよくということで、研究されているというふうに思います。そういう情報も、どんどん市のほうから業者の方々に出していただければ、それに向けて取組をされると、これも切磋琢磨しても、もっといいものになるのではないかなというふうに思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○赤尾委員

この総合評価方式を取り入れて、何年目になるか教えていただいてもよろしいでしょうか。

○契約課長

令和5年度で6年目ということになります。

○赤尾委員

総合評価については、総務委員会の中でずっと議論されていることだと思うんですけど、私の認識では、この総合評価方式を廃止してほしいとか、業者さんの間では、そういう声が大いではないかなと、ちょっと認識しておりますが、どこに今ご説明を聞く中では、ある程度理想的で、完璧な制度のように聞こえるんですが、どこに問題があると思われるか、お答えく

ださい。

○契約課長

総合評価方式のどこに問題があるかというところは、正直こちらは国のほうでも推進しているもので、従来の金額のみでの競争から技術力を取り入れて、よりよいものをつくるということから、きておりますので、総合評価方式を実施することによって、市の建築物であったりとか、そういったものの品質が高まるというものであるというふうに考えております。なくしてほしいというところの話のところでは、例えばもう点数があまり取れない業者さんのほうからすれば、この総合評価方式で、競争になるともう受注する見込みがかなり低くなっていくところから、ここの総合評価方式のこの評価基準に照らして、点数がとれないというふうに思っている事業者の方については、競争で、金銭でしたほうが、まだ望みがあるというふうに考えているのではないかとこのように考えております。

○赤尾委員

それではこの1番の施工計画の内容について、例えば各企業さんが出されてきたこの提案の内容というので大きく差は出ていますか、今までの実績で。

○契約課長

先ほど申しましたようにこれを始めて6年目となっております。1番初めの1年目、2年目につきましては、かなりの点数差が開いておりましたが、年々平均の点数も上がってきておまして、近年では、高い位置で8点満点であれば8点とか、7.5点とか高い位置で競う業者さんもいるというような状況ですが、まだ、それでも低い業者さんもいますけれども、以前と比べると高くなってきて、競争になってきているというような状況です。

○赤尾委員

今、始めた当初は、かなりの差がありましたけど、今はもう拮抗してきているというような答弁だったと思うんですけど、その内容についても似たような内容なんですか。提案されてくる点というか。例えば技術的所見でもいろいろ提案されると思うんですけど、その内容で似通っていますか。

○契約課長

この施工計画のところ、この表でいきましたら1つ目が品質管理に関わるのと、もう一つは施工上配慮すべき事項ということで、基本的には、そこそこの工事ごとに条件が変わりますので、点数の差というのはありますけれども、このうちの1つ目の品質管理に関わる技術的所見のところは、各工事においても近いもの、これでいきますとコンクリートの耐久性とかいうことになっておりますので、そういう同じような項目であれば、似たような提案というものもありますけど、全てが一緒というわけではありません。工事ごとに条件が違うものについては、そこそこの業者さんで、こういうことをしたらいいんじゃないかというような提案が各社ありますので、様々なものがございます。

○赤尾委員

この総合評価方式の2と3に関しては、何というか審査基準というか、審査根拠がもうはっきりしているんで、そういう不平不満につながらないと思うんですけど、このやはり1番の技術提案の部分で、やはりその辺を公表しないと。そういったところからそこに配点に納得されないところが不満につながっているのかなとちょっと個人的に思っていて、さっき奥山委員のほうから提案がありましたけど、ここを公表するとか、知的財産の側面がある、そういうのは重々分かるんですが、そういったところをご検討いただけるんですか。

○契約課長

各社の提案につきましては、先ほど申しましたように、各社のそれぞれのノウハウがあるものですので、この公表については現時点では考えておりません。ただ先ほど各社のほうが、どのように評価されているのか不満というようなお話がございましたので、そこについては先ほど

も申しましたが、そこがどのように評価して、どこが評価されなかったというのを、各提出者に丁寧に説明してご理解いただけるようにしていきたいと考えております。

○赤尾委員

大変難しい問題だと思っているんですけど、やはり地元企業の保護・育成とかいう観点から見ると、やはり企業の発展とかそこに例えば公共工事をやることによって、スキルアップしたりとか、そういう観点からいくと、こういったところを公表して、各社にノウハウを教えるわけではないですけど、何かそういったところで学んでいただくということが、いろんなことがつながっていくのではないかなと思いますので、これは要望としてさせていただきと思います。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○江口委員

総合評価方式で地場企業の育成を図りたいというお話をされるんですけど、この総合評価方式を6年、7年やっておられる中で、地場企業の育成に対して、ここがきちんと結果として出ているという点はどういうことがございますか。

○契約課長

総合評価方式を行うことで、品質の向上を図られて、工事成績評定点が上昇しているというふうに認識しております。

○江口委員

具体的に何かエビデンスがあったら、次回の委員会で結構なので、提出いただきたいと思いますが、いかがですか。

○委員長

執行部にお尋ねいたします。ただいま江口委員から要求がっております資料は提出できますでしょうか。

○契約課長

工事成績評定点の推移についての資料を提出したいと思います。

○委員長

お諮りいたします。ただいま江口委員から要求がありました資料については、要求することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって次回以降の委員会で、執行部に資料の提出を求めます。ほかに質疑はありませんか。

○江口委員

資料を出していただく際にはぜひ適用していない業種とかありますよね。そういったところの部分とも比較できるような形で提出していただけたらと思っております。

先日、行政視察の中で東北のほうへ参りました。岩手県北上市にお伺いしたんですけど、北上市では、総合評価方式に関しては、平成20年度と言われたかな、1件あったんですが、それ以降やっていませんというお話でございました。それはなぜでしょうという話をしたときに、このことによって総合評価方式に求めるような技術提案が必要な入札がそんなにないんだと。片一方で、このことをやることによる負担のほうが大きいのではないかというふうな判断で私どもはやっておりませんというお話がありました。

あとそこに関しては、事後公表なんですね、予定価格については。飯塚市では事前公表にしたのは、やはり職員に対する負担を軽くするためとか、不公正な問合せ等をなくすためというふうなお話だったんですけど、現実には北上市ではそういった問合せもないし、ずっとこれでやってきているけれど、問題は感じないというお話でございました。この総合評価方式

でコストが上がっている部分、手間がかかる等々がございますが、その点については何らかの試算なり何なりというようなことをなされたことはあったりしますか。会社のほうもですし、行政側もプラスで負担がかかると思うので、そこに関して何らかの整理をしたことがありますか。

○契約課長

整理したことはございません。

○江口委員

6年、7年やってきて、これからもやっていきたいというのは、市の姿勢ではあるんですが、片一方で先ほど赤尾委員が言われたようにこれが本当にきちんと役に立っているのかどうかというふうことに関して、それとまた業者さんのほうからしてみたら、技術力の評価というよりも、企業の体力勝負になっているんじゃないかというお話も聞いたりするんです。評価点を見てもその技術提案という、先ほどの資料2の2番、3番というふうなところを見ても、ある意味企業の体力が大きいと十分こら辺で稼げるような部分があったりするというような気がいたします。技術提案の部分は1番頭に4点、4点の8点あるというんですけれど、でも片一方で先ほど話があったように公表しないんですよ。そうするとどうやって書いたら、どうやって書いたらというか、こうやってすることで企業が育っていくというふうなことを考えると、そうするとこら辺に関しては、何らかのセミナーだったり、そういった企業の競争力を高める仕組みがあってもいいと思うんだけど、こら辺に関しては、今までのところやっていないというお話がありました。

そうすると、目的として地場競争力の、地場企業の競争力を高めたいのであれば、こら辺に関しては単にそれぞれが出したペーパーに対して点数をつけるだけではなくて、聞いたら答えるというんだけれど、一番やはりそれぞれの企業で参考になるのは、こんなやり方があるんだというを気づくことだと思うんです。その部分で、もう少し丁寧にやられるべきだと思うし、やらないのであれば、何も格付がきちんとしているのであれば、事前公表で価格勝負というか、もう横並びでくじ引というふうな状況が好ましくないのであれば、国のほうも事後公表にというふうな話をしているのであれば、事後公表に移ったほうがいいと思ったりするんです。

事後公表に関しては、検討を重ねるといところが、今までの答弁であったんです。8月の委員会でもそういった話だったんですけれど、そろそろ12月になろうとしているんですが、その点については何らかの進展はございますか。

○契約課長

予定価格などの事後公表について、現時点でまだ取り入れるというふうな考えではありません。

○江口委員

やる、やらないに関しては、どのぐらいの時間軸でお考えですか。このぐらいにもうやるか、やらないかの結論を出そうというのは、例えば、年内には結論を出そうかというふうなところでやるのと、いつでもいいやというふうな形で、やっていくことは全然違うと思うんですが、その点については何らか、部内ないし庁内で協議をしたことはございますか。ないし契約課としてどうお考えになられますか。

○契約課長

予定価格等の事後公表につきましては、以前にもお話をしているかもしれませんが、事後公表すれば、職員に対して聞き出そうとするような不正な働きかけが起こるおそれがあるということを考えまして、今時点で事後公表に切り替えるという考えはないということでございます。

○江口委員

不正に聞き出そうとする動きがあれば、それに対するペナルティーをきちんと制度設計する。

そのことで対応すべきだと思うんですが、それは考えておられない、検討されましたか。

○契約課長

職員に対する不正な働きかけを防止するというところで、例えば他の自治体でも、そのような取組ということで、いろんなマニュアルなどをつくってありますが、それにおいても決定的に防ぐような方策がないというふうに契約課として判断しております。どこでも職員に対して、例えばコンプライアンスの研修をして、これは出してはいけないというような周知を徹底するというようなものが結局最終的な取組になっておまして、もう絶対的にそれを防げるというような方策がつかれないというふうに、契約課では考えております。

○江口委員

国のほうは、事後公表にというふうな話でしたよね。そうですね。では国は、何らかの別な手だてをされた上で、やっているのかどうか。そこに私としては、何ら差異がないと思うんですが、その点はいかがですか。

○契約課長

国のほうでも、そのような決定的な何かがあるというわけではなく、国のほうでは、職員の不正な働きかけの防止により事後公表することによる効果のほうが優先であるというふうに判断しているものと考えております。

○江口委員

では飯塚市は、国と違う形をやるわけですね。そこはどのような優先順位とか、事後公表はしない、当面するつもりはないというお話だったんだけど、優先順位というか、その辺りをお聞かせいただけますか。

○契約課長

本市におきましては、職員への不正な働きかけを防止することを最優先ということでそのようにしております。

○江口委員

それがかなりの確率で起こる可能性があるとして、それを最優先にしなければならないような状況に、飯塚市はあるというふうな理解でしょうか。

○契約課長

最優先にしなければならないというよりも、職員に対する不正な働きかけであったり、そういった漏えいすることが、不正につながりますので、それをないようするのが、一番といいますか、具体的にそういうのが他の自治体と比べて高いということではございませんが、一旦そういうことが起こると、もうすぐに不正につながってきますので、それがないようにということを、一番に考えておるところです。

○江口委員

これこれこういうふうな働きかけについては、アウトなんですよというのをはっきりを示して、それに対してしっかりとペナルティーをつけること。そしてそれをしっかりと公表していくことというふうな制度をきちんとつくることは、すごい大切だと思うんです。そうやった上で、事後公表にすることは当然のことながら十分考えられるんだと思うんですけれど、何かお話を聞いていると、漏えいの危険性がある、ないし、職員の心配をしているのか、職員を信用しないのか、どちらか分かんないんだけど、また片一方で、業者さんが不正な働きかけをするのかという疑いであったりとか、もしくは業者から頼まれた誰かが、そういった不正な働きかけを行うことが十分にあり得ると思っておられるのか。何かそんな心配さえるんですが、いかがでしょうか。どうなんでしょうか。

○総務部長

予定価格の事前公表とか、事後公表とかいう件につきましては、各いろんな自治体をご視察もなされていると思いますけれども、その入札制度全般について、それぞれの自治体が、それ

ぞれの状況とか経緯を踏まえた中で、現状は、これがベストだろうという位置づけの中で運用しているものでございます。それで旧来、ずっと以前の旧飯塚市においては例えば事後公表した時代もございましたし、そういう時代の中で職員に対する働きかけかけ、あるいはそういったことに関する事件等が起こったことも事実でございます。そういう経過を踏まえた中で、現在は事前公表という形で合併前から飯塚市は取り組んでおります。事前公表の入札制度を合併後も各団体と合わせた中で、新しい飯塚市として、今は事前に公表して入札を行っていただくと、そういった中でやっております。

事前がいいのか、事後がいいのかといったことにつきましては、様々ご見解もありますし、我々も事前にすることで、くじ引を目がけて、要は具体的な積算がなされない入札が行われるといった弊害も当然あることも認識しておりますし、事前にしたもの、事後にしたものといったことでメリット・デメリットは、当然それぞれに持ち合わせております。現時点におきましては、現状合併以降続けてきました事前公表の入札制度を取り入れてやっていこうと。

入札制度は、いろんな要素が加味されて複雑に絡まった中でやっておりますので、この部分だけを今度からこれにする、この部分だけをというのはなかなか難しゅうございます。事後にすることで総合評価方式をやめるのかといったら、そういうことでもないとか、いろんな条件が加味された中で今の入札制度を動かしておりますので委員が言われますとおり、事後の公表にする、検討する際には、そういった入札制度全般のことを考えた中での検討が必要だというふうに考えておりますけれども、現状においては先ほど課長が答弁しましたとおり、事前公表での入札、現状の入札制度を維持する中で業務を行っていきたいというふうに考えておるところでございます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

本件については、引き続き調査をしていくということで、本日はこの程度にとどめたいと思います。

暫時休憩いたします。

休 憩 11:02

再 開 11:13

委員会を再開いたします。

「情報公開について」を議題といたします。提出資料について、執行部の説明を求めます。

○総務課長

前回の閉会中の委員会で要求いただいております資料として、「情報公開請求の年度別決定件数及び公開決定までの平均日数調べ（過去5年間）」ということで提出をさせていただいております。

この資料につきましては、上段の表で過去5年度、平成30年度から令和4年度までの情報公開請求の年度別決定件数及び公開決定までの平均日数、これを示させていただいております。下段のグラフにつきましては、上段の表について情報公開請求の年度別決定件数を棒グラフに、公開決定までの平均日数を折れ線グラフで示しているものでございます。

この資料の傾向といたしましては、情報公開決定件数につきましては、おおむね200件台前半程度で推移をしております、安定した件数で推移しており、この制度の定着が見てとれるということ。あとは、公開決定にまでに要する日数につきましては、公開請求される資料の内容や量などによりまして、影響を受けますので、一概に評価はできないかと思われませんが、平均日数の推移を見ると年度によりばらつきがあるものの、6日以内となっていること、これらのことが言えるというふうに考えております。以上簡単ですが補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、ただいまの説明に対する質疑を含め全般についての質疑を許します。質疑はありませんか。

○江口委員

資料の提出ありがとうございます。公開決定までの平均日数が、一番かかっているもので令和4年の昨年度で5.59日から3.53日とあるんですが、これを短くしようという努力というのは、何かなされているのかどうか、そういうあたりはいかがですか。

○総務課長

公開決定までの日数ということでございますけれども、公文書等の特定に時間を要する場合や、公開・非公開について条例に基づく判断が必要な場合や対象文書量が多い場合と、なかなか短くすると難しい案件もありますけれども、なるべく可能なものについては、即時公表とかもありますし、なるべく短くするように鋭意努力してまいりたいということを考えております。

○江口委員

ちょっと、分からなかったんですけど、具体的に情報公開請求に関して、請求から公開までを短くするための何らかの試みというか、努力というのは、具体的に何かあったらお聞かせいただけますか。

○総務課長

特に働きかけとかはないんですけど情報を電子化するとか、ペーパーレスにするとか、要は検索の利便性を上げるということで、公開までの日数を短縮できるかなと思いますので、その辺りの取組をしていきたいと思っております。

○江口委員

今、言われた情報の電子化というのは非常に大切に、検索のスピードアップに関しては非常に効果的だと思うんです。片一方で利便性も、非常に向上するんです。昔は、情報をどうやってきちんと持っていこうかというときの中で、マイクロフィルムであったりしたんだけど、それが変わってきているんだと思うんですが、この山のようにある情報の中で電子化というのはどのぐらい進んでいるのでしょうか。

○総務課長

電子化の進歩ということですけど、申し訳ありません、ちょっとその辺は把握しておりません。

○江口委員

その電子化に関して何らかのルール、これこれこういうものに関してはきちんと電子化していこうというのは決まったりしていますか。

○総務課長

保有する文書等を電子化するというような決まりというのは特にございませんけれども、県、国あたりからの通知文書で、電子データで到達するものについては、なるべく電子決裁を活用するなどして、電子化の割合を上げていくような通知等はさせていただいております。

○総務部長

情報公開に寄与する何らかの方策をとということでお答えをさせていただきますと、まず一つは先ほど委員が言われたように、昔は探すのがやはり大変だったです。紙で保存しておく。それからファイル自体も空のファイル棚があって、そこにファイル番号でずっと紙を収めていく。そういったものの中から要求された資料を探すということで、すごい時間がかかっていましたけれども、これにつきましては令和2年あたりに文書の管理の方針をきちんとデータ上で管理すると。来た文書は、紙で保存するものに関しましても、番号をきちんと打って電子データでこれはいつ受け付けて、どこに保存しておりますといったところの形の分類ができるような形で電子的なシステムを入れております。そのことによってあるのか、ないのかとか、どこにどこに保存してあるのかとか、年限がいつかとかいうことは、職員全般で共有できるようになり

ましたので、その時点でまず1点、情報公開に対応することに際しましても効率化が図られているというふうに考えております。

もう一つが先ほど課長が申しましたペーパーレスの問題ですけれども、ペーパーレスにつきましても、電子決裁も含めてペーパーレスでの推進は総務課、あるいは情報管理課のほうで進めておりますけれども、これについてはちょっと、やはりその進捗が遅くて、私の肌感覚としても、回ってくる決裁のうちの1割にも満たません、電子決裁として回ってくる部分は。これについては、きちんとそれを推奨する中で、電子決裁をするということになると、ついてくる文書も全部電子化される、ペーパーレス化されるということになりますので、これを推進することで、要は保存情報の電子化が進んでいくものと考えておりますけれども、今言いましたように、ちょっとなかなか進捗が芳しくございませんので、これについては今DXのほうでも、業務改善の計画あたりもつくっておりますので、そういった中でもご指摘を受けておりますことから、今後とも電子化率の向上に向けては、頑張っていきたいというふうに考えておるところでございます。

○江口委員

一部はルールができていうことですね。ぜひある意味、この部分は決断をしないと進まないで、その決断をするのはある意味トップであったりとか、部長とかの仕事になるかと思えます。まずいついつまでにはこれから以上に関して全て電子でやるんだよとか、そういったふうな形できちんと決めていっていただきながら進めていただけましたらと思っています。

さきの委員会でお聞きした部分が請求者の情報について担当課まで回ることなく、きちんとそこをとめることをしっかり検討していただきたいというお願いをしておりました。そしたら漏れ聞くところだと、それに関しては、もう制度を変えましたというのをちらっとお聞きしたんですが、その点について、どうなっているのか、改めてお聞かせいただけますか。

○総務課長

ご指摘の請求者の案件でございます。これは8月21日付で庁内に通知を出しております。情報公開の請求者につきましては、原則開示請求者に関する情報については原課に文書を回す際に黒塗りした上で、所管課に通知するというようなふうに取り扱いを変えております。

○江口委員

ごめんなさい、今何か原則というのが聞こえたんだけど、その辺り、ちょっとお聞かせいただけますか。

○総務課長

請求内容に疑義がある場合や、請求文書の特定のために、請求者ご本人と連絡を取る必要があると、そういった場合に限っては、請求者本人の承諾を得た上で請求者情報を通知するというような形をさせていただいております。

○江口委員

やればできるではないけど、素早く制度を変えていただいて、その点は評価したいと思います。もう一つ、さきの委員会でお話をさせていただいたのが、公開の方法についてです。今、請求に関しては、メールでも郵送でもできる形になっているんだけど、実際の公開については、それについては、メールへの対応ができていないという話でした。これはぜひほかのところでもやっているのということで紹介した上で検討していただきたいという話をさせていただいたんですが、その点はいかがですか。

○総務課長

これに関しては、前回申し上げたかどうかちょっと覚えていませんけど、公開決定後に電子メールによる公文書の写しを送付している自治体があるというのは認識をしております。ただメールでの回答につきましては、繰り返し大量の情報公開請求を行うなど、濫用的な請求につながる可能性も否定できないというところから、導入についてはちょっと慎重な判断が求めら

れるというふうに考えております。引き続き、先進地の取組を参考にしながら研究していきたいと思っておりますけれども、メールでもらってメールで返すなどと相手が架空の場合も想定されたりしますので、ちょっとその辺は慎重に研究する必要があるというふうに考えております。

○江口委員

この情報公開制度自体は、誰であっても請求ができるんですよね。請求者がどなたかによって、公開のものを変えるわけではないわけです。架空であったらというお話あったんだけど、ただど持ってこられた方が、住所、名前を書いてあるんだけど、その確認をするまでしないわけでしょう。架空であっても分からないわけですよ。架空であってもどうであっても、出るものは同じなわけですよね。公開するものは一緒ですよね。であれば、それはある意味杞憂ではないかと思うんです。だからこそ、ほかの自治体は例えば、町民にしか出さないよと言ったら、どっかの町がありましたけれど、そういったところであれば、町民かどうかを確認しなくてはいけないということになるかもしれないけれど、誰でも請求できる、誰に対しても同じことをするのであれば、今のは理由として、成り立つかということ、そうではないと思っておりますが、もう一つ言われたのが、多分それによって情報公開が多くなったら大変なんだろうということだろうと思うんですけれど、それに関しては、メールではなくても十分あり得る話ですよ。そしたらその点についても、理由としては成り立ちにくいと思っておりますので、もう一度しっかりその点は考えていただきたいとお願いをしておきます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○赤尾委員

本庁舎1階の情報コーナーにはいろいろな資料が備付けてあると思うんですが、市民からどんなニーズがあるのか、また、どのような基準で備付けてあるのか、情報公開についてさらに調査を深めるため、情報公開コーナーの資料のタイトルや市民からこういった資料を設置してほしいとの要望やご意見などがあれば、次回以降で構いませんので、資料の提出をお願いしたいと思っております。委員長においてお取り計らいをよろしく申し上げます。

○委員長

執行部にお尋ねいたします。ただいま赤尾委員から要求がっております資料は提出できますでしょうか。

○総務課長

ご用意させていただきます。

○委員長

お諮りいたします。ただいま赤尾委員から要求がありました資料については、要求することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、次回以降の委員会で、執行部に資料の提出を求めます。ほかに質疑はありませんか。

(な し)

本件については引き続き調査をしていくということで、本日はこの程度にとどめたいと思います。

お諮りいたします。案件に記載のとおり、執行部から3件について報告したい旨の申出がっております。報告を受けることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、報告を受けることに決定いたしました。

「本庁舎第2駐車場の用途廃止について」、報告を求めます。

○総務課長

「本庁舎来庁者駐車場について」ということで、「本庁舎第2駐車場の用途廃止について」、ご報告いたします。資料を御覧ください。

本庁舎の来庁者駐車場につきましては、正面駐車場112台、旧立岩交流センター前にございます第2駐車場が51台、有料駐車場100台、合わせて263台分の収容台数がございます。来庁者駐車場のうち、第2駐車場につきましては、主に旧立岩交流センターの駐車場として活用されており、立岩交流センター移転後は、駐車台数が減少している状況でございます。来庁者駐車場の令和4年度の利用状況につきましては、午前10時及び午後2時時点の駐車台数は、資料でございますけれども、年間を通じておおむね150台に満たない収容台数となっており、有料駐車場の一時稼働状況につきましても、満車となった時間帯がある日は、年間を通じて3日間のみとなっております。また、開庁時間における有料駐車場の稼働率は2、3割で推移するなど、総じて有料駐車場の稼働率は低い状況でございます。

このため本庁舎の来庁者駐車場としての機能は、正面駐車場及び有料駐車場のみで果たせることから、第2駐車場の行政財産としての用途について、本年度末をもって廃止する方向で事務を進めていきたいと考えております。

なお、今後のスケジュールにつきましては、公有財産調整委員会において、用途廃止が承認された後、来年1月以降に第2駐車場の閉鎖を通知するため、当該駐車場にお知らせ看板を設置する予定としております。以上簡単ですが報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

○吉田委員

庁舎内の駐車場、近隣の駐車場ということでご説明がありましたが、その中で満車のときが3日間あったということでご説明がありましたが、その際、3日間であったということは、何かイベントか何かあったのですか。そこら辺もうちょっと教えてもらえますか。

○総務課長

満車となった3日間につきましては、状況を見ますと、確定申告の受付があっている時期、それと本会議が重なったというような状況でございます。

○吉田委員

これが来年の3月末をもって用途廃止するというので、1月からの案内板の設置等ということですけど、3月は廃止したことによって、この駐車場は、駐車場としても出入口を塞いで、全く使用できないような格好にするという考え方でよろしいですか。

○総務課長

そのように考えております。

○吉田委員

この対象の第2駐車場になりますかね。ここの面積についてはどのくらいあるんでしょうか。

○総務課長

ここの部分の面積につきましては、1292.53平米となっております。

○吉田委員

1200平米ということはかなり広いんですけど、3で割ったら、400坪。これの評価額は、今現状でどのくらい出ていますでしょうか。

○総務課長

評価額については、数字を持ち合わせておりません。

○吉田委員

面積について400坪ぐらいだということ、これに前にあります交流センターの駐車場敷として使用が多かったということは今ご説明の中でもありましたけど、交流センターについて

は、建物は乗ったままの売却という形になっていたと思います。今後、財産活用委員会のほうで審議していくということですが、面積等を踏まえ更地でございます。これについて、今現状でもう使用しないということで、廃止の報告が上がったわけですが、この審議内容及びこの面積等基準と、あと評価額等をしっかり検討した上で、どのような利用方法があるのか。それをしっかり協議していただきたいと思うことと、用途廃止の後に駐車場を閉めて利活用は、やめるということなんですけど、やはり今まで使用されていた方がおられるので、必ず通知等についての標識の設置等は、十分分かるように何か所か設置していただいた上で、ご検討を願えたらと思いますのでよろしく願いしておきます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○田中武委員

第2駐車場の廃止の案件ではないんですが、駐車場の案件について、要望なんですけれども、本庁正面の駐車場がありますが、私はいつも土日に来るんですけど、車がないのでオープンになっています。コロナ禍等でいろいろイベント等もできなかつたろうと思いますが、土日にあそこは、何も使っていないので、もったいないなという気がありまして、もうコロナも大分収束しましたし、もともと車止めをしていないということは、あそこでいろんなイベントができるということで、たしか駐車場をつくったような記憶を持っているんですけど、もうそろそろいろんなイベントあたりも、土曜日あたりに民間に開放して、一定の使用料を取りながら使って、新飯塚のまちも、何かこう夕方から活性化できるような、市民が集まるような、イベントあたりも、もう考えてもいいんじゃないかなと思いますので、要望なんですけれども、ぜひその辺の検討をお願いしたいと思います。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○江口委員

今、田中委員のほうからイベント等という話もありましたけれど、先日、福祉のつどいでしたか、本庁前の正面駐車場であったんだけど、ちょっと見に行こうかなと思って寄ったんだけど、実は、第2駐車場、第3駐車場は満車で入れない状況だったんです。

不要になった財産を処分する、それはその上で正しいことであると思いますし、方向としては第2駐車場も処分したいというのは、分からなくはないんですが、片一方でそれをいつ廃止するのかということについてなんです。今、考えておられるのは、一旦廃止をして来年度から閉めますよ。それからどうするか、行政財産から落として、財産活用課のほうで考える形になるのかなと思うんですが、ちょっと待って、順番をちょっと変えてもらえないかと思うんです。これについては、もう基本的にも売らなればという方向でやります。それでやって事務を進めて、最終の売れた、もう引渡しの直前まで、ぜひ駐車場としては、使わせていただきたいと、使っていただきたいと思うんです。

先ほどの福祉のつどいのイベントもそうでしょうし、例えば、新飯塚でぶらり市とかがあることもございます。そういったときに、近くに駐車場がないとというのは、やはりあって、地域の方々からしても、そういったイベントときに使える駐車場というのは非常にありがたいんです。もう売れてしまって、そこが工事するからというのは分かるんだけど、でもそれまでに至るまでに、例えば今年度末で閉めました。けどもそれが売れるのがずっと先でしたとかなったら、いやあるのに使わせてよという話には必ずなると思いますし、もうあるのであれば、使える形のほうがいいんじゃないと思うんです。ぜひその点もあわせてしっかり検討をしていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○総務部長

ありがとうございます。委員が言われますとおりに利用自体をしないままずっと閉じておく

というのは、やはりその言われるとおりでと思います。変えてくださいということでしたけれども、3月で閉じて、3月から検討に入るといった方針では現在動いておりませんで、方針決定をいたしまして、このように今日は委員会のほうにもご報告いたしましたので、内部の方針並びに委員会へのご報告も終わっておりますので、行政経営部のほうにもご協力いただきまして、もう後始末といいますか、後のことにつきましては、もう来年入りましたら早々に、もう並行して作業を進めまして、いわゆる何も考えてなくて空白になるような時間はつくらないように、検討していきたいと思っております。ただし売れるぎりぎりまでというのは、いわゆるやはり年次を区切って、きちんと管理をしていくとか、駐車場として使い続けることでかかります安全管理でありますとか、コストの問題もございまして、閉めるということにつきましては、今年度いっぱい閉めさせていただきたいと思っております。

ただ今委員からご指摘いただきましたようなことが起こらないように、内部の検討、あるいは市民に向けての検討につきましては、今日のご報告以降、急いで早急に進めてまいりたいというふうに考えております。

○江口委員

閉める時期は変えないというお話だったかと思うんだけど、現実にはその処分、当然のことながら売れたから、そのぎりぎりの契約の日まで開けるとは、全く思っていないので、当然のことで周知期間は必要だと思うんだけど、役所の財産の中で売ろうと思ったんだけど、売り先が決まらず、延びていくものも当然のことながらあります。そうすると、もったいないよねと言われることがないように、その点は、もう一度しっかり考えていただきたいと思っております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は、報告事項でありますので、ご了承願います。

「穂波支所職員駐車場の車両損傷事故について」、報告を求めます。

○穂波支所市民窓口課長補佐

「穂波支所職員駐車場の車両損傷事故について」、ご報告いたします。資料をお願いいたします。

本件事故は、令和5年10月17日火曜日、午前10時30分頃、穂波支所市民窓口課職員が職員駐車場の側溝の除草作業中に、刈り払い機によって飛ばされた小石が、駐車中の車のリアガラスに衝突し、全面破損させたものです。本件におきまして、相手方及び市側ともに人身障害はございません。

この事故の原因は、除草作業を行う際に、十分な飛散防止措置や周囲への状況確認が不十分であったことによるものであります。今後は、職員の安全意識の改善、事故防止策の指導を徹底し、再発防止に努めてまいります。以上簡単ではございますが、報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は、報告事項でありますので、ご了承願います。

「令和5年度飯塚市民意識調査結果について」、報告を求めます。

○総合政策課長

「令和5年度飯塚市民意識調査結果について」、ご報告いたします。

資料の1ページをお願いいたします。1の調査の概要でございますが、本調査につきましては、1の目的に記載のとおり時代とともに変化する市民意識の動向と、多様な市民ニーズを把握し、今後の市の施策や事業の検討等の基礎データとして活用するために実施したものでござ

います。調査につきましては、本年の7月1日から7月24日までの間で実施しまして、調査対象者につきましては、3の表に記載のとおり、18歳以上の方から無作為抽出した6千人とし、有効回収数が2747人で、回収率が45.8%でした。2の回答者の属性割合について、過去3回、平成27年、29年及び令和2年に実施した調査と合わせて表のとおりまとめており、上の表が性別年齢ごとの回答割合、下の表が地区別の回答割合としてまとめたものとなっております。比較的高齢者の方の回答割合が高い傾向となっております。

2ページをお願いいたします。2ページから4ページまで、調査結果の概要を掲載しております。まず、市の行政サービスに対する満足度重要度についての結果を御覧ください。2つの表を見比べていただきますと、満足度が高い取組の上位5つのうち3施策については、重要度が高い上位5施策にも入っており、こうした施策については、評価として取組が充実しており、市民の方にも満足いただいているのではないかと捉えることができます。また、一番下の表の左側を見ていただきたいのですが、総じて不満度が高く重要度が高い、いわゆるさらなる対策が必要な施策となっております。こうした施策について、優先的に対応していかなければならない施策として捉えております。

3ページをお願いいたします。ここでは、過去の調査との経年比較を行っています。ページ真ん中の3、本市の住みやすさ、住みにくさに関する調査結果の経年比較を掲載しております。今回の結果では、住みやすいと、どちらかと住み言えば住みやすいまで含めた回答割合が、71.8ポイントとなっております。過去3回の調査において、調査ごとに増加している状況となっております。その下に、住みやすい理由と住みにくい理由の、今回を含めた3回の調査結果を載せておりますが、どちらの理由も、項目の順位に上下はありますが、調査年度が異なるにもかかわらず、同じ理由が示されており、特に住みにくい理由に変動がないということは、解消につながる対策が必要であるものと捉えられます。

最後のページをお願いいたします。本市に対する愛着や定住意向の割合になります。最初の表ですが、愛着があるとどちらかといえば愛着があるまで含めた割合が、前回調査で70.5ポイント、今回調査で69.1ポイントで、1.4ポイント減少しておりますが、約7割程度の回答割合となっております。定住意向につきましても、どちらかといえば住み続けたいまで含めた割合が70.3ポイントと、同じく約7割という状況であることが分かります。

以上が結果概要の説明となりますが、調査全体の結果につきましては、参考として、サイドブックにも掲載しておりますので、お時間があるときにご確認いただければと存じます。今回の調査結果につきましては、今後、総合計画の改定作業を初めとする各種計画の改定や、各施策や事業を実施していくに当たっての参考にするなど、活用していきたいと考えております。以上で報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は、報告事項でありますので、ご了承願います。

これをもちまして、総務委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。